

業務指示書

ベトナム国都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月31日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica. go. jp

質問に対する回答： 2014年2月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物総合管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物総合管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市廃棄物管理・処理技術】

- 1) 類似業務の経験：都市廃棄物管理・処理技術に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 組織制度構築・財務管理】

- 1) 類似業務の経験：組織制度計画の構築／管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ベトナム 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年2月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0049 円, US\$1 = 104.71 円, EUR1 = 143.30 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 2月19日(水) 15:30 ~ 17:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/廃棄物総合管理計画
都市廃棄物管理・処理技術
組織制度構築・財務管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

34.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	11.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	11.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物総合管理計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市廃棄物管理・処理技術	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 組織制度構築・財務管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム国」）では、急速な都市化と工業化により、大都市において廃棄物の発生量が急激に増加し、最終処分場の確保も困難になっている。ベトナム国における都市固形廃棄物（家庭系及び事業系一般廃棄物）は、固形廃棄物全体の約80%を占め、その収集率は全国平均で約75%程度と推定されている。また、最終処分場施設の約7~8割が不衛生なオープンダンピングであり、全国的な衛生埋立処分場施設の整備と併せ、発生源での分別や中間処理等を通じた廃棄物の減量化・減容化等による適正な廃棄物管理は喫緊の課題となっている。

ベトナム国では2004年にベトナム「アジェンダ21」¹が首相決定として採択され、環境に配慮した持続可能な開発が国家の基本方針となっている。廃棄物管理基本法令である政令No.59/2007/ND-CP（2007年4月施行）では、廃棄物は発生源で分別され、再利用化または再資源化されるべきとしており、関係機関、世帯、個人の役割と責任が明記されている。また、2009年12月に「廃棄物総合管理国家戦略（No.2149/QD-TTg）」が承認され、省庁横断的にソフト・ハード両面からの廃棄物管理を推進するために必要な目標設定及び関係行政機関の役割分担の明確化が行われている。その中で「2015年までに85%の都市廃棄物の回収率を達成する」、「回収都市廃棄物のうち35%のリユース・リサイクル率を達成する」、「すべての都市で廃棄物総合管理マスタープランを作成する」など、明確な数値目標が設定され、廃棄物管理に係る国家方針が具体的に示されており、数値目標の達成に向けた取り組みが求められている。このため、廃棄物管理を主管する建設省では、適正な衛生埋め立て処分施設・システムの構築・普及、廃棄物の最終処分量の減量化を目的とした分別収集の導入を進め、各都市の規模や特性に応じた適切な廃棄物管理を地域住民理解の下で推進したいとしている。また、有害な産業・医療廃棄物等の適正処理をも併せて行う廃棄物管理コンプレックス（複合施設）の建設計画を検討している。しかしながら、現状では所管官庁である建設省と天然資源環境省等関連省庁の政策実施体制が不十分であり、法制度・技術基準や計画ガイドライン等の見直しも必要になっている上、国民の環境意識も十分とは言えず、中央政府が各地方都市と調整・連携して、全国規模で適切な廃棄物管理を実現するまでには至っていない状況にある。

このような背景の下、ベトナムでは廃棄物の種類・特性に応じ、発生抑制から分別・収集、リサイクル、適正処分、処理施設の管理まで一連の過程においてハード面（施設等）及びソフト面（住民参加・啓発等）を含めた総合的な管理（「廃棄物総合管理（Integrated Solid Waste Management: ISWM）」）が求められており、この度ベトナム国政府は、JICAによる当該分野の協力成果と教訓を活かし、国全体で廃棄物総合管理システムを整備・実

¹ 2004年8月に経済、社会、環境が調和した持続可能な発展を目指して採択された国家戦略。環境分野における優先課題として、固形・有害廃棄物の管理、水環境の保全、都市部・工業地域での大気汚染管理等々が挙げられている。

施するために、中央及び地方政府における都市廃棄物管理²の能力向上を目的とした技術協力を我が国に要請した。

本案件は、ベトナム国全体で廃棄物総合管理システムを整備・実施するために、ハノイ市及びもう1ヶ所の都市/地方省における廃棄物管理マスタープラン作成を目的としたパイロット事業対象モデル都市として位置付け、日本人専門家との協働作業を通じて、中央及び地方政府の廃棄物総合管理能力の向上を図るものである。

2. プロジェクトの概要

本事業は、ベトナム国において廃棄物総合管理（都市廃棄物を対象）にかかる政策、法制度、技術基準、管理ガイドラインの見直し、これらを基にしたマスタープランやアクションプラン策定及び実施への技術支援・人材育成を行うことにより、中央（建設省）及び地方政府における都市廃棄物管理の能力向上を図り、もって、ベトナム国の持続的な都市廃棄物管理に寄与するものである。活動実施期間は2014年3月から2018年3月末までの約4年間である。

(1) スーパーゴール

廃棄物総合管理国家戦略に基づいて、ベトナム国全体で、廃棄物総合管理システムが整備される。

(2) 上位目標

廃棄物総合管理国家戦略に基づいて、都市廃棄物における廃棄物総合管理システムが整備される。

(3) プロジェクト目標

建設省（中央）及び地方政府における都市廃棄物管理に係る能力が総合的に強化される。

(4) 期待される成果

【成果1】廃棄物総合管理（特に都市廃棄物管理）に係る国家戦略を遂行する為の実施管理、政策立案、地方政府の支援体制に関する建設省の能力が強化される。

【成果2】ハノイ市建設局の都市廃棄物管理の実施に係る能力が強化されている。

【成果3】パイロットモデル都市/地方省での廃棄物総合管理マスタープラン作成のため（特に都市廃棄物管理の部分）の建設省の技術的なサポート能力が、本パイロットを通じて強化される。

【成果4】中央及び地方政府職員が、都市廃棄物管理に必要な高度な知識を習得する。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

1-1 建設省（MOC）において都市廃棄物管理に関連する法令、政策、組織制度、管理基準を見直し、必要に応じて改正提案を行う。

²都市廃棄物を対象とした廃棄物総合管理（ISWM）に準ずる管理体制を意味する。

- 1-2 都市廃棄物処理及び管理に係る従来及び最新の技術、並びに、処理施設の計画・建設に係る技術的規制を見直し、適正技術の選択基準に関して策定支援を行う。
- 1-3 都市廃棄物の管理計画及び処理施設の建設計画を作成するための既存のガイドライン（指針）を見直し、改訂する。
- 1-4 （地方自治体が実施する都市廃棄物管理を監理及び監視するための）建設省職員の能力向上を目的とした研修を実施する。
- 1-5 都市廃棄物管理を強化するために有用なデータ・情報を全国レベルで収集し、データ・情報の解析及び課題の整理を行う（上記1-1の提言へフィードバック）。
- 1-6 廃棄物処理複合施設及び建設計画に民間セクターの参入を進めるための現状、及び日本企業の技術の活用も想定した投資モデルを調査・検証する。
- 1-7 広域都市廃棄物処理複合施設建設計画を形成するための調査を行い、その結果を指針として纏める。
- 1-8 法的な枠組み、管理メカニズム、技術、責任所在など、適切な都市廃棄物管理を強化するための研修やセミナーを全国レベルで実施すると共に、国内外の実務経験を共有する。
- 1-9 都市廃棄物管理に係る技術的、法的、社会的な課題に関する専門家による会議及びワークショップを全国レベルで実施する。

【成果2に係る活動】

- 2-1 持続性の観点から「ハノイ3Rプロジェクト」の結果を見直すと共に、廃棄物総合管理マスタープランに基づいて、ハノイ市の現状を分析する。得られた教訓を整理し、助言・提言を（ハノイ市に対して）行う。
- 2-2 （建設省は）ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの内容についてハノイ市に対して提言を行う。
- 2-3 （建設省は）ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの実施に対してアドバイス及び提言を行う。この中には、住民意識の向上のための活動（環境教育・啓発）についてのアドバイス及び提言を含める。
- 2-4 （ハノイ市は）ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランに基づいて、廃棄物管理処理複合施設建設に向けた概要調査（Pre-F/S）を行う。
- 2-5 （ハノイ市は）対象とした廃棄物処理複合施設の建設のための民間投資促進手法（BOT、PFI、PPP等）を調査する。
- 2-6 ハノイ市廃棄物総合管理マスタープラン、特に都市廃棄物管理部分についての計画策定及び実施の教訓を取り纏める。

【成果3に係る活動】

- 3-1 パイロットモデル都市/地方省で現在の廃棄物管理の能力評価を実施する。
- 3-2 （建設省は）パイロットモデル都市/地方省の地方政府に対して、廃棄物総合管理マスタープランの作成（特に都市廃棄物管理部分）に係る技術的な支援を実施する。
- 3-3 （建設省は）廃棄物総合管理マスタープラン（特に都市廃棄物管理部分）の実施に向けた技術的な支援を実施する。

【成果4に係る活動】

4-1 建設省（中央）及び地方政府職員の都市廃棄物管理の知識を強化するための技術的な研修コース（本邦）を実施する。

4-2 建設省（中央）及び地方政府職員の都市廃棄物管理の知識を強化するために近隣諸国の第3国における研修コースを実施する。

(6) プロジェクト対象地域

ベトナム国全土を対象。

パイロット事業対象モデル都市/地方省として、ハノイ市及びもう1ヶ所（※プロジェクト開始後、後述のとおりカウンターパート機関と協議の上選定）を予定。

(7) 相手国関係機関

ア. カウンターパート実施機関（C/P）：建設省

イ. 主な関係協力機関：

1) ハノイ市建設局（Hanoi DOC）、

2) ハノイ市都市環境公社（Hanoi URENCO）、

3) パイロットモデル都市/地方省の廃棄物担当部局（※プロジェクト開始後、カウンターパート機関と協議の上選定）

(8) 受益者

実施機関、協力機関及び研修に参加する地方政府における政策・法制度の策定や実施に係る行政職員（約50-60人を想定）

3. 業務の目的

本業務は、C/Pが上述の成果1から4を達成する為に必要な活動の実施を支援することにより、C/Pの都市廃棄物総合管理能力の向上を支援するものである。

4. 業務の範囲

本業務で、コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成する為、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 協力の基本実施方針

本案件では、コンサルタントは各都市で求められる廃棄物総合管理マスタープランの作成支援・指導をする立場であり、かつその実施を全国的に推進する責任機関である建設省の実施体制及び実施ツールの整備を通じた能力向上を中心目的と位置づけ、①ハノイ市で作成中の廃棄物総合管理マスタープランへの助言と計画の具体化及びその実施に関する支援、②他のモデル都市/省での廃棄物総合管理マスタープラン策定段階からの支援を2つのパイロット事業として位置付け、日本人専門家との協働作業を通じて中央及び地方政府の廃棄物総合管理マスタープランの都市廃棄物管理部分の作成及び実施に係る総合的な能力向上を図る。

本協力における対象廃棄物は、「廃棄物総合管理国家戦略」上最も高いプライオリティに設定されている都市廃棄物³に絞り、廃棄物総合管理マスタープランで扱われる他の廃棄物（産業廃棄物、医療廃棄物、有害廃棄物）管理については、ステークホルダーが異なることから、本案件においては対象としない。

（２）プロジェクト上位目標

本プロジェクトでは上位目標として、国全体での固形廃棄物総合管理の実施とそのため
の管理システム整備を目指している。この上位目標を達成するためには、まず中央政府レ
ベルでの政策立案能力と技術力を向上させ、同時に地方政府の現場レベルの施策実行に必
要な中央としての指導・支援能力と体制を強化させることが重要である。プロジェクト目
標は、廃棄物管理行政の中心機関である建設省を対象に能力向上を目指すものとなってお
り、将来的には上位目標である国全体としての廃棄物総合管理の整備に繋がることが見込
まれる。

（３）プロジェクト目標と成果

プロジェクト目標である中央及び地方政府の能力向上には、中央政府の技術力向上と地方
政府への技術指導能力強化（成果 1）、地方政府（ハノイ市及びモデル都市/県）での廃棄
物管理マスタープラン作成・実施に係る能力強化（成果 2 及び成果 3）、これらの成果達成
を支える技術習得の場としての研修コース実施（成果 4）の 4 つを総合的に達成する必要
がある。これらの能力向上プログラムや研修コースは、都市廃棄物管理に係る総合的シス
テムの構築とその運用に不可欠な人材、組織、制度・社会面の包括的能力の強化を達成で
きるように計画されている。

（４）政策、法制度、ガイドライン、基準等を政府文書として正式承認することへの支援

成果 1 の下で実施される活動は、現存する政策、法制度、ガイドライン、技術基準等を見直し、改正案の提案を行うものである。これらの案は、プロジェクトの前半を目途に完成させ、これらの案が正式な法制度文書として承認されるよう、先方機関との協議・検討を重ね、制度化されるよう支援を行う。なお、制度化に向けては JICA も越政府への働きかけを行うこととしておりその過程において、JICA に対して専門的な助言を行う。

（５）モデル都市/地方省における廃棄物総合管理マスタープラン策定支援の意義

ベトナム国での廃棄物総合管理マスタープランは、施設整備計画にフォーカスした計画になる傾向がある。これに対し、本案件では、①技術面での適正技術の選択・導入のプロセスに加え、②当該施設・機材を持続的に運営・管理していくための組織・制度、経済・財務、環境社会配慮、住民啓発等のいわゆるソフト面の計画を包括的に盛り込むことが本来の「廃棄物総合管理マスタープラン」のあるべき姿であり、これを具体的にモデルとして示すことが重要である。この様な包括的な廃棄物総合管理マスタープランの構造がベトナム国においてモデルとして策定され、全国に普及し実施されることがベトナムの持続可能な廃棄物包括的管理の実践に貢献するものとする。廃棄物総合管理マスタープランの想定される内容についてプロポーザルにて提案すること。

³ MOC との協議にて「都市廃棄物」を「municipal solid waste including ordinary waste generated from household, small production, business and service activities in urban area」と定義。

本案件では「都市廃棄物」を対象としているが、ベトナムでの廃棄物総合管理マスタープランの対象廃棄物は、都市廃棄物に加え、産業廃棄物、有害廃棄物、医療廃棄物等も含まれている。これらを含む廃棄物総合管理マスタープラン作成については、建設省が責任を持って対応することを了解しており、コンサルタントは建設省及びパイロット都市関係機関に対し可能な範囲で助言/提言をするに留める。なお、産業廃棄物や医療廃棄物等を含めた廃棄物総合管理マスタープラン作成においては、商工省（MOIT）、天然資源環境省（MONRE）や保健省（MOH）等他機関との連携・調整が必要になるため、建設省は必要に応じて関係機関からなる協議会等を設置し、廃棄物総合管理マスタープランを完成させる役割を担う。

（6）パイロットモデル都市/地方省の選定

ハノイ市は既に廃棄物総合管理マスタープランの策定を進めていることから、計画策定段階の技術指導のモデルとはなりえない。本プロジェクトで計画策定段階からの技術指導（能力向上支援）を図るとすれば、廃棄物総合管理マスタープラン計画策定が未着手の都市/地方省を選定する必要がある。よって、選定に当たっては、以下の基本条件のもと、プロジェクト開始後にコンサルタントと建設省は候補都市/地方省の廃棄物関連基礎情報を収集の上、技術的観点から実施可能性を考察し、また、先方政策優先度、マスタープラン策定の必要性・緊急度、候補都市/地方省の積極性をも勘案して適切なモデル都市/地方省案を選定する。そのうえで、JICAと協議を行い最終決定を行う。

【パイロットモデル都市/地方省の選定の基本条件】

○マスタープラン未策定の都市

○マスタープラン策定に対する緊急性・必要性

○中小規模（人口）の都市⁴

○モデル都市人民委員会関係者の積極性・協力姿勢

（※なお、JICA他案件との連携/相乗効果、日本企業への裨益効果をも念頭に検討する。）

モデル都市/地方省の選定について、具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

（7）プロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM）及び活動計画（以下、PO）を基本としたベトナム側との共同運営

プロジェクトの運営においては、PDM及びPOに沿ったベトナム側との共同作業を基本とする。PDMの活動内容については、プロジェクト開始時にC/Pと協議・検討の上、現状の課題と協力ニーズに照らして内容を見直す。また、指標についても、プロジェクト開始時の現状分析に基づき設定することとする。プロジェクト活動中に変更の必要が生じた際には、JICA、C/Pとの協議によって改訂することとし、コンサルタントはその改訂に協力する。

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

⁴大都市であるハノイ市が既にパイロットモデル都市であることから、それ以外の中小都市とする。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(8) プロジェクト進捗の確認・共有

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを C/P と共に半期ごとに作成する。

(9) 能力向上（以下、「CD」）の重視

コンサルタントは本業務を通じて C/P における廃棄物管理に係る能力向上の支援を行う。そのために制度・社会システム、組織、個人の廃棄物管理にかかる能力の現状評価（キャパシティ・アセスメント）をまず行い、その結果に基づいて必要な指導と助言を行い、技術移転を行う。技術協力業務の実施に当たっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、日本側専門家チームとの協働作業による調査、解析、計画策定、実践、報告（報告書作成や会議、セミナー発表など）を行う。

なお、廃棄物分野の CD 支援のあり方については「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA 事業の有効性と持続性を高めるために」

(http://www.jica.go.jp/activities/report/etc/200403_b.html) と「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・デベロップメント支援のために」

(http://www.jica.go.jp/activities/report/field/200411_01.html) を参考にする。

(10) 供与機材・携行機材に係る業務

必要に応じて、以下の活動を実施する為の機材供与費及び現地活動費を支出できる。

- 1) 環境教育及び PR 活動
- 2) 研修、セミナー等の住民啓発活動

(11) C/P の本邦研修・第三国研修

本プロジェクトでは、技術指導の一環として、毎年、本邦研修・第三国研修の実施を想定している。コンサルタントは具体的な内容をプロポーザルにて提案する。以下、プロポーザル内で提案する際の留意事項である。

(留意事項)

ア 研修内容、時期、期間、実施機関等をプロポーザルで提案する。各年の研修内容及び時期については PO 上と整合性を確認の上、提案する。

イ 研修先、研修内容及び研修参加者は、C/P 及び JICA と相談の上、最終決定する。本邦研修実施に係る経費については「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月版）」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201204_guide.pdf) に従う。ただし、同マニュアルに基づき「研修カリキュラム作成、教材作成（コンサルタントの専門知識が必要とされる業務）に係る人件費」については国内作業として業務量（MM）への積み上げを行う。

ウ 本邦研修の期間と参加人数の目安は、毎年、短期 1-2 回/1 週間程度、長期 1 回/4 週間程度、各々 7-10 名程度を想定している。なお、本邦に於いてより広い範囲での情報提供や意見交換が必要となる場合、本邦の関連学会や研究会とタイミングを合わせることも考えられる。また、第三国研修が適切と思われる場合は、C/P

及び JICA と相談の上、一部または全部の本邦研修に代えて第三国研修を企画することもできる。

(12) 中間レビュー、終了時評価調査

プロジェクトの中間レビュー及び終了時評価はそれぞれプロジェクトの中間、終了時に JICA が行う予定である。コンサルタントは同調査が行われる場合には、必要なデータの取りまとめ、資料の提供、視察先への協力依頼等に協力すること。

(13) 国内会議及び現地会議

コンサルタントは、本業務に関連し開催される以下の国内会議及び現地会議（TV 会議を含む）への出席、会議資料、議事録等の作成、提出を JICA の求めに応じて行う。主な会議は以下のとおり。なお、会議を円滑にすすめるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。

- ア 業務計画書の検討会議
- イ プロジェクト業務進捗報告会議
- ウ プロジェクト業務完了報告会議
- エ 現地で開催される JCC
- オ 現地で開催される廃棄物管理委員会
- カ その他、必要に応じて JICA の求めにより開催される会議

(14) わが国関係機関及び他ドナーとの連携

また、JICA 及び我が国関係機関が実施する当該分野のプロジェクトが以下のとおり多数実施されており、相互の情報共有と相乗効果を図りながら、廃棄物管理分野における戦略的な対ベトナム支援の展開に協力すること。

- 円借款「ハイフォン都市環境改善事業」（2005 年、2009 年承諾）
- 那覇市による草の根協力事業（対ホイアン市）：2008-2010 年及び 2012-2014 年
- ふくおか環境財団（福岡市、福岡大学等協力）による草の根協力事業（対ハイフォン市）：2010-2013 年
- 環境省・IGES 協力事業（対 MONRE）：2012 年
- 国立環境研究所の研究プログラム（対 URENCO）：2008 年～
- 京都大学・国立環境研究所の研究プログラム（対 URENCO）：2012 年
- 大阪市・GEC 協力事業（対ホーチミン市）：2012 年～
- 福岡県による協力協定事業（対ハノイ市）：2010 年～

(15) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・ベトナム両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、プロジェクトホームページ作成のための継続的な原稿作成と送付、JICA 事務所ホームページへの投稿、ベトナム側によるニュースレターの発行支援など、効果的な広報に努める。上記業務について具体的な提案があればプロポーザルに記載すること。

6. 業務の内容

本業務は2014年3月末から2018年3月までの4年間にわたって実施する。コンサルタントは、本章に示す想定される活動項目内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法、作業工程を国内作業と現地作業に分けてプロポーザルにて提案すること。作業工程はPlan of Operation (PO) を参考にしつつ、作業工程及びプロジェクトの進捗、達成状況を測定・評価する指標についても提案すること。なお、業務開始後にカウンターパートの能力向上度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直しすることができる。想定される以下の業務を通じて、プロジェクト目標を達成するために、最も効果的かつ適切な内容を、具体的にプロポーザルにて提案すること。

【全成果共通】

(1) ワーク・プランの作成・協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（CD支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICAの承認後、ワーク・プラン（案）としてとりまとめる。また、C/Pに対し、ワーク・プラン（案）を説明・協議し、その内容について合意を得る。

(2) 合同調整委員会(JCC)の設置及び定期開催支援

JCCの設置と運営、開催にかかる支援を行う。なお、原則年1回の開催とする。メンバーに関してはR/D(Record of Discussion)を参照のこと。

(3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

業務開始から1年毎に、これまでの業務進捗状況についてカウンターパートと共同でプロジェクト業務進捗報告書（和文・英文・越文）に取りまとめ、JICAの承認を得た後に、C/Pに提出する。

【成果1に係る活動】

(4) 建設省(MOC)において都市廃棄物管理に関連する法令、政策、組織制度、管理基準を見直し、必要に応じて改正提案を行う。

ベトナム廃棄物管理行政の根幹をなす現在の関連法制度・政策は、5年以上前に制定されたものであることから見直しの時期にきているとMOCは認識している。現行の法制度、政策、各種基準にかかる課題/問題を分析/抽出し、ベトナムに適したものとなるよう改定支援を行う。

(5) 都市廃棄物処理及び管理に係る従来及び最新の技術、並びに、処理施設の計画・建設に係る技術的規制を見直し、適正技術の選択基準に関して策定支援を行う。

MOCは国内の廃棄物処理技術に対して証明書を発行している。しかし、技術を検証する指針がないため、本プロジェクトで策定支援する。

(6) 都市廃棄物の管理計画及び処理施設の建設計画を作成するための既存のガイドライン(指針)を見直し、改訂する。

既存のガイドラインの活用状況、活用における課題/問題点を見直し、改訂支援を行う。

(7) (地方自治体が実施する都市廃棄物管理を監理及び監視するための)建設省MOC職員の能力向上を目的とした研修を実施する。

研修では上記活動で改訂したガイドライン(指針)を活用し、地方自治体が実施するISWMを監理及びモニタリング・評価するための技術習得を目的とする。

- (8) 都市廃棄物管理を強化するために有用なデータ・情報を全国レベルで収集し、データ・情報の解析及び課題の整理を行う。

廃棄物管理情報・データは将来の廃棄物管理計画の基本情報として利用することを目的とする。抽出された課題を整理/分析の結果を踏まえ、上記の現行法制度・政策の見直し・改訂を支援する。

なお、上記(4)、(5)及び(8)に係る現状把握については、現地再委託の実施を可とする。その場合は再委託の具体的内容をプロポーザルで提案すること。

- (9) 民間セクターを廃棄物処理複合施設建設計画に参入させるための投資モデルを調査・検証する。

ベトナム国政府が有する廃棄物処理複合施設建設計画において、廃棄物の収集、運搬、処理、処分に係る事業へ民間セクターの参入を推奨しており、ISWM 国家戦略を実行する上で重要事項であることから、本プロジェクトで調査・検証を行う。なお、廃棄物処理複合施設とは、一般都市廃棄物、産業廃棄物、有害廃棄物、医療廃棄物を併せて適切に処理を行う施設(コンプレックス)を指す。産業廃棄物、有害廃棄物、医療廃棄物はMOCの管理対象外でありため、MOCが責任をもって商工省、天然資源環境省、保健省と連絡調整し、必要なデータや助言、支援を取り付ける。

- (10) 広域都市廃棄物処理複合施設建設計画を形成するための調査を行い、その結果を指針として纏める。

MOC主導で、2020年までに「ベトナム国の北部、中部、南部の経済地区での広域廃棄物処理施設(7施設)」及び「ベトナム国のメコンデルタの経済地区での広域廃棄物処理施設(5施設)」を設置するための国家計画が、「決定第1440号/2008/QD-TTG dated on October 06, 2008 by Prime Minister」及び「決定第1873号/2010/QD-TTG dated on October 11, 2010 by Prime Minister」によって制定されており、本プロジェクトでは具体化/実行するための指針をまとめる。

MOCが指定した上述の12施設の現状把握については、現地再委託の実施を可とする。その場合は再委託の具体的内容をプロポーザルで提案すること。

- (11) 法的な枠組み、管理メカニズム、技術、責任所在など、適切な都市廃棄物管理を強化するための研修やセミナーを全国レベルで実施すると共に、国内外の実務経験を共有する。
- (12) 都市廃棄物管理に係る技術的、法的、社会的な課題に関する専門家による会議及びワークショップを全国レベルで実施する。具体的な内容についてプロポーザルで提案すること。

【成果2に係る活動】

- (13) 持続性の観点から「ハノイ3Rプロジェクト」の結果をレビューすると共に、廃棄物総合管理マスタープランに基づいて、ハノイ市の廃棄物管理の現状を把握・分析する。得られた教訓を整理し、助言・提言を(ハノイ市に対して)行う。
- なお、「ハノイ3Rプロジェクト」のレビューとハノイ市の廃棄物管理の現状把握は、現地再委託の実施を可とする。その場合は再委託の具体的内容をプロポーザルで提案すること。
- (14) ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの内容について建設省と共にレビューし、ハノイ市に対して提言を行う。

- (15) ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの実施に対して、建設省を通じて助言・提言を行う。この中には、住民意識の向上のための活動（環境教育・啓発）についての助言・提言を含める。
ハノイ市 ISWM マスタープランの原案では住民意識向上のための活動（環境教育・啓発活動）が含まれていないため、MOCの技術支援を得ながら、加筆修正を検討する。また、実施にあたりアクションプランを策定し、必要であれば廃棄物関連条例の見直しと改訂なども検討する。
- (16) ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランに基づいて、廃棄物管理処理複合施設建設に向けた概要調査の実施をハノイ市に対して支援する。
MOCに対しては、廃棄物処理複合施設の候補地選定および、候補地における基本計画に資する概要調査（Pre-F/Sの策定）において技術支援を提供するように指導する。概要調査の基礎情報を取得する目的で、候補地の地形・地質調査及び環境予備調査（IEE）を現地再委託で実施することを可とする。再委託の具体的内容をプロポーザルで提案すること。
- (17) 対象とした廃棄物処理複合施設の建設のための民間投資促進手法（BOT⁵、PFI⁶、PPP⁷等）を調査の実施をハノイ市に対して指導する。
- (18) ハノイ市廃棄物総合管理マスタープラン、特に都市廃棄物管理部分についての計画策定及び実施の教訓を取り纏める。

【成果3に係る活動】

- (19) パイロットモデル都市/地方省で現在の廃棄物管理の現状を把握し、能力評価を実施する。
- (20) 建設省がパイロットモデル都市/地方省の地方政府に対して実施する廃棄物総合管理マスタープランの作成（特に都市廃棄物管理部分）に係る技術的な支援に指導・助言する。
なお、「首相決定第 2149 号/2009/QD-TTG:National Strategy On ISWM」と「政令第 59 号/ 2007/ ND-CP」に沿った ISWM マスタープランを策定支援することが期待されている。
- (21) 建設省による廃棄物総合管理マスタープラン（特に都市廃棄物管理部分）の実施に向けた技術的な支援を指導・助言する。
パイロット対象都市の建設局は ISWM マスタープランに基づいたアクションプランを策定する。

【成果4に係る活動】

- (22) 建設省（中央）及び地方政府職員の都市廃棄物管理の知識を強化するための技術的な研修コース（本邦）を実施する。
- (23) 建設省（中央）及び地方政府職員の都市廃棄物管理の知識を強化するために近隣諸国の第3国における研修コースを実施する。

7. 成果品等

⁵ BOT「民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設（Build）し、一定期間（数十年）管理・運営（Operate）を行い資金回収後、公共に施設を移転（Transfer）する方式」

⁶ PFI「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法」

⁷ PPP「民間事業者が政策などの計画段階から参加するという考え方で、行政が民間に単に資金協力のみを行う PFI とは異なる」

(1) 報告書・技術協力成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書は、以下のとおり。

	年度	レポート名	提出時期	部数
フェーズ1	第1年度 (2014.3-2015.2)	ワーク・プラン (第1年度)	2014年4月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
		プロジェクト業務進捗報告書1	2015年2月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
	第2年度 (2015.3-2016.2)	ワーク・プラン (第2年度)	2015年3月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
		プロジェクト業務進捗報告書2	2016年2月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
フェーズ2	第3年度 (2016.3-2017.2)	ワーク・プラン (第3年度)	2016年3月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
		プロジェクト業務進捗報告書3	2017年2月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
	第4年度 (2017.3-2018.2)	ワーク・プラン (第4年度)	2017年3月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚
		プロジェクト業務完了報告書	2018年2月	和文:5部 英文:5部 越文:5部 CD-R:1枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワークプラン記載項目 (案)

a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)

- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントと C/P が協同して作成する資料を提出するが、提出に当たっては、それぞれの完成年度のプロジェクト業務進捗報告書／完了報告書に添付して提出する。

- ア 廃棄物関連の法制度、技術基準、廃棄物データに係る現況調査報告書（英文、越文）
- イ 全国の経済地区の 12 か所の広域廃棄物処理施設の現状報告書（英文、越文）
- ウ 都市廃棄物の管理計画及び処理施設の建設計画を作成するための既存のガイドライン（指針）の改訂版（適正技術の選択基準を含む）（英文、越文）
- エ 「ハノイ 3R プロジェクト」のレビューとハノイ市廃棄物管理の現状報告書（英文、越文）
- オ ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランへの提言書（英文、越文）
- カ ハノイ市で選定された廃棄物管理処理複合施設候補地の地形・地質調査及び環境予備調査（IEE）報告書（英文、越文）
- キ ハノイ市で選定された廃棄物管理処理複合施設の Pre-F/S 報告書（英文、越文）
- ク パイロットモデル都市／地方省の廃棄物総合管理マスタープラン（英文、越文）
- ケ 本プロジェクトで作成したワークショップ／セミナー／本邦・第三国研修教材及び報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告する。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真

(4) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2014年3月に開始し、全体で4年間（48ヶ月間）。以下の2つフェーズに分けて実施する。フェーズ毎に複数年度契約を締結する。

- (1) フェーズ1：2014年3月-2016年2月
(第1年度は2014年3月から2015年2月まで、第2年度は2015年3月から2016年2月まで。)
- (2) フェーズ2：2016年3月-2018年2月
(第3年度は2016年3月から2017年2月まで、第4年度は2017年3月から2018年2月まで。)

2. 業務量の目途および業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は、以下を目途とする。

- フェーズ1 : 約111 M/M
- 4年間全体 : 約156 M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を基本とするが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、上記の業務量を大きく超えない範囲において、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案する。

なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／廃棄物総合管理計画 (1号)
- 2) 都市廃棄物管理・処理技術 (3号)
- 3) 組織制度構築・財務管理 (3号)
- 4) 廃棄物収集・運搬計画
- 5) 中間処理及びリサイクル
- 6) 汚泥処理
- 7) 建設廃材処理・リサイクル
- 8) 産業廃棄物管理・処理
- 9) 有害廃棄物管理・処理

- 10) 最終処分場計画・管理
- 11) 環境社会配慮
- 12) データベース管理
- 13) 環境教育、住民の啓発運動指導
- 14) 資機材計画・管理
- 15) 廃棄物処理施設計画・積算
- 16) 財務計画
- 17) 業務調整/廃棄物調査管理

3 相手国側の便宜供与

ベトナム政府はR/D（2013年6月署名）に基づき、カウンターパートスタッフの配置、コンサルタント用執務スペースの提供、及びカウンターパートファンドの確保の予定。

4 配布資料

- (1) 先方政府との合意文書であるM/M及びR/D
- (2) 事業事前評価表
- (3) 詳細計画策定調査報告書ドラフト関連資料

5 現地再委託

想定する現地再委託は下記のとおりである。下記以外で、現地再委託により実施が適当・有効と考えられる調査がある場合はプロポーザルにて提案する。当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、再委託にかかる経費は別見積もり扱いとする。

- (1) 廃棄物関連の法令・政策・管理基準等の把握、技術基準・規制等の把握、全国レベルの廃棄物関連データの収集・分析
- (2) 首相決定で指定されている全国の経済地区の12か所の広域廃棄物処理施設の現状把握
- (3) 「ハノイ3Rプロジェクト」のレビューとハノイ市の廃棄物管理の現状把握
- (4) ハノイ市で選定された廃棄物管理処理複合施設候補地の地形・地質調査及び環境予備調査（IEE）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

6 見積価格対象外

成果3に係るパイロットモデル都市/地方省で活動に関しては、現時点で詳細業務量・経費が明確にできないため、見積価格を提示する必要はない。

7 その他

- (1) 複数年度契約

本業務において、フェーズ1にかかる契約においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を2014年3月から2016年2月まで締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。この場合、経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（4）前払い・中間払い

本業務においては、フェーズ1にかかる契約期間が24ヶ月に及ぶことから、前払い及び中間払いを認めることとする。

8 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上